

航空路線乗継利用促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

航空路線乗継利用促進事業委託業務

(2) 事業の目的

連続テレビ小説「らんまん」を生かした博覧会推進事業と連携して、全国各地から高知県への誘客を図るため、高知県を目的地とする高知龍馬空港着発の航空便の乗継利用者を対象に、航空代金の一部をキャッシュバックするキャンペーンを実施する。

本キャンペーンにより乗継利用を促進することにより、高知龍馬空港の航空需要の創出につなげる。

(3) 業務内容

別途定める「航空路線乗継利用促進事業委託業務公募型プロポーザル仕様書」による。

(4) 業務委託期間

契約締結日～令和6年1月31日

2 見積限度額

9,650千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「航空路線乗継利用促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、「航空路線乗継利用促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者で

あること。

- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 質疑と回答

質疑は令和5年6月27日（火）午後5時までに、別紙様式1により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールのいずれかで受け付けます。

FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課ホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式2-1）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たっての提出書類については次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	提出部数
2-1	参加申込書	1部
2-2	法人の概要書	1部
2-3	事業実績一覧表	1部
	都道府県税全てに係る納税証明書	1部
	消費税及び地方消費税の納税証明書	1部

（1）参加申込書

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和5年6月27日（火）午後5時（必着）

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課 TEL：088-823-9341

（2）資格要件の確認

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課において申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、申込者の資格要件の確認が完了した後、確認結果を令和5年6月29日（木）までに申込者へ電子メール又は郵送にて通知します。

（3）資格要件が満たなかつた者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、県に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ②県は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基いて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果等

令和5年7月中旬に審査委員会を開催し、委員会開催後数日内に、審査結果を全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果については、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、開示の対象となります。

[参考：情報公開制度]

⇒[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

11 日程

令和5年6月16日（金）	募集開始
令和5年6月27日（火）	参加申込書及び資格確認書類、質疑書提出締切
令和5年6月29日（木）	資格要件確認結果通知、質疑回答
令和5年7月4日（火）	企画提案書の提出締切
令和5年7月中旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和5年7月中旬	審査結果通知、契約

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出してください。

開示・非開示の判断は様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

[参考：高知県情報公開条例]

⇒[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問い合せ先

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課

担当者：伊藤、福原

T E L : 0 8 8 - 8 2 3 - 9 3 4 1

F A X : 0 8 8 - 8 2 3 - 9 5 2 6

E-mail : 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。